

海外環境協力センター(OECC)

平成 30 年度（2018 年度）事業計画書

2018.3.8
理事会承認

基本方針

海外環境協力センター(OECC)は、国内外の環境開発協力に関する調査研究等を通じて定款に定める目的¹を達成するため、世界の持続可能な社会の実現に貢献していくことを目指していく。また OECC は、コンサルタントやメーカー、自治体関係機関など多様な団体で構成されていることから、幅広い会員間のネットワークの強みを活かし、技術、研修、広報・情報の 3 部会の有機的連携の下、これまで途上国における環境開発協力や人材育成への取組みを手掛けるとともに、現地における諸課題への解決策を提示する等の経験を有する専門性を最大限活用し、海外環境開発協力分野における我が国の中核的組織としてその役割を果たしていく。

とりわけ近年国際社会では、2015 年 9 月国連総会において「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核である「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals: SDGs)が決定され、また同年 12 月気候変動枠組条約第 21 回締約国会合(COP21)において「パリ協定」が合意され、2016 年 11 月に発効に至ったことを受け、これら国際合意の達成に向けた取組みが加速しており、OECC の果たすべき役割が益々重要となってきている。

このため平成 30 年度（2018 年度）は、我が国の技術や知見を活用した課題克服の経験、途上国パートナーとの共同、民間企業の国際展開、アジア都市間協力の経験を踏まえるとともに、環境省及び国際協力機構(JICA)等環境開発協力を推進する政府機関はもとより、アジア開発銀行(ADB)、地球環境ファシリティ(GEF)、国連大学(UNU)及び気候変動枠組条約(UNFCCC)事務局等国際機関との協力の経験を活かし、①気候変動等地球環境問題への対応、②水・大気環境などの地域環境問題への対応、及び③資源循環・3R・廃棄物、生活排水、化学物質対策等の各分野において積極的な活動を展開していく。

¹ 定款第 3 条 センターは海外の環境保全に関する協力、調査研究、広報活動等を通じ、国際的相互依存時代の地球環境の保全に貢献することを目的とする。

事業内容

1. 調査研究

(1) 気候変動など地球環境問題への対応

① 気候変動緩和実施計画支援

従来より取り組んできた「国として適切な緩和行動」(NAMA)の策定実施支援の知見を活用し、「パリ協定」に基づく「各国が自主的に定める約束(NDC)」の実施準備に資する取組みを行う。

② 気候変動適応実施計画支援

「パリ協定」に基づき各国は、「国別適応計画」を策定し国連気候変動枠組条約(UNFCCC)事務局に報告することとなっている。このため各国における適応計画の策定・実施支援への取組み方策の検討、海外の先進的な取組みの我が国への紹介等を進める。

また、国連大学(UNU)、国立環境研究所(NIES)とも協力しつつ、アジアを中心としたプラットフォーム作りに貢献する。

③ 二国間クレジット制度(JCM)

低炭素技術の移転を促進する二国間クレジット制度(JCM)については、「炭素市場エクスプレスウェブサイト」等を通じた情報発信・普及に努めるとともに、各国において具体的な案件を発掘し、環境省「設備補助事業」等につなげる民間事業者支援を引き続き推進する。

④ コベネフィット・アプローチ

気候変動緩和対策と大気汚染対策等を同時に実現するコベネフィット・アプローチを推進するため、中国・モンゴル等における政策対話への支援を行うとともに、デモンストレーション・プロジェクトの形成・実施を行う。

⑤ フロン対策

「モントリオール議定書キガリ改正」(2016年10月)に呼応した「日本の気候変動対策支援イニシアティブ」(2016年11月)の中のフロン対策支援の方針を踏まえ、成層圏オゾン層の保護に向けた取組み及び気候変動緩和対策における途上国支援の推進に資するため、関連情報の収集・発信等に努める。

(2) 水・大気環境など地域環境問題への対応

① 大気汚染・黄砂対策

日中韓環境大臣会合 (TEMU) の枠組みの下で展開される大気汚染・黄砂分野のワーキング・グループ活動を通じて、各国の政策担当者及び研究者の協力への支援を行う。

② コベネフィット(再掲)

気候変動緩和と大気汚染対策等を同時に実現するコベネフィット・アプローチの推進を実施するため、中国・モンゴル等における政策対話への支援を行うとともに、デモンストレーション・プロジェクトの形成・実施を行う。

③ 水質汚染、土壌汚染対策

途上国において顕在化しつつある水質汚染や土壌汚染問題への対策実施支援を視野に入れ、国内外の知見を含む関連情報の収集・発信等に努める。

(3) 資源循環・3R・廃棄物、生活排水、化学物質対策等

① 3R・廃棄物対策

現地におけるニーズの把握など情報収集に努めるとともに、将来の事業展開に向けて関係機関や事業者との連携を図る。

② 生活排水対策

関係団体、メーカー等と協力し、途上国のニーズを把握し、我が国の浄化槽技術の普及の推進に努める。

③ 化学物質対策

メーカー等事業者のネットワークの運営支援を通じた国際的な化学物質対策の推進に努める。また、アジア地域における適切な化学物質管理に実現を図るための情報収集・発信を行う。

④ 水銀対策

「水俣水銀条約」の発効により、途上国において水銀対策ニーズが高まっていることに鑑み、具体的なプロジェクトサイトの選定や技術指導、資金導入の検討作業を進める。

更に、我が国の水銀対策への取組みに関する情報発信を推進する。

⑤ 環境インフラ海外展開への協力

環境省の戦略に基づき、3R・廃棄物対策（前掲）、生活排水対策（前掲）等に係る環境インフラの海外展開の推進に努める。

2. 会員活動の更なる発展

(1) 技術部会

途上国が抱える複合的・多層的な環境課題について情報収集し、解決策の糸口を探るべく会員協働で検討する等会員相互の技術交流を引き続き実施していく。

(2) 研修部会

「持続可能な開発目標」(SDGs) 及び「パリ協定」をはじめとする開発協力分野における世界的潮流、環境開発協力に係る日本政府の基本方針、対策等の動向、並びに海外の環境保全に関する情報等、ニーズが高い最新動向の情報を収集し、共有する。また、環境インフラ海外展開を含む海外環境開発協力に対する理解・普及を目的とする公開セミナーの開催を、引き続き実施する。

(3) 広報・情報部会

海外の環境保全に関する情報や知識を広く一般に提供するとともに、センターの活動内容に関する広報活動を展開する。このため、機関誌「OECC会報」やウェブサイトによる戦略的な情報発信に努めるとともに、会員交流会の開催等により会員間の交流を引き続き推進する。

3. 戦略的アウトリーチ

OECC の活動方針や提供可能な知的資源について内外の関係者に幅広く情報提供できるよう、各種メディア手法を活用したアウトリーチ活動を戦略的に展開していく。また、総会の機会を有効に活用するなどして、積極的な情報発信を行う。

これにより国内外の環境関連機関・団体等との情報交換及び技術交流等を活発化させ、海外環境開発協力に係るネットワークを強化し、会員と共に、環境開発協力をはじめ各種活動の効果的な実施及び情報発信の場の創出に努める。